人権だより

市川市立第三中学校 令和6年12月6日発行 (第7号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

第76回人権週間 12月4日(水)~10日(火)



20570-003-110 20570-090911 LINEUAHA相談 @linejinkensoudan ※

https://www.jinken.go.jp/

★ 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

12月4日から10日までは、「第76回人権週間」です。

人権週間は12月10日 大権デー (Human Rights Day)」を最終でした 1週間とされています。人権デデリーは、 1週前とされています。人権デデリーは、 1週前とされています。人権デデリーは、 1月10日とされています。人権デデリーは、 1月10日とされています。 1月10日とは、 1月10日とは、 1月10日とされています。 1月10日とは、 1月10日には、 1日には、 1日には、 1日には、 1日には、 1日に

法務省の人権擁護機関では、答関係 機関及び団体と協っ方して全国的に人権 改成活動を行い、国党でよりもよりの人権

意識を高め、理解を深めるための活動を行っています。人権週間中には登録で様々なイベントが行われ、手葉原内でも講演会や小中学生が作成したポスターの展示などが行われます。

世界にも、日本にも、人権問題に悩み、苦しんでいる人たちが夢く存在します。もしかしたら近くにも、人権問題に悩んでいる人がいるかもしれません。その解決には、人権問題を「誰か」の問題ではなく、自分たちの問題としてとらえ、人権を尊重しあうことの大切さについて認識を深めることが必要です。

この人権週間をきっかけに、人権について今一度考えてみませんか。

きたちょうせんじんけんしんがいもんだいけいはつしゅうかん

北朝鮮人権侵害問題啓発週間12月10日~16日

北朝鮮当高による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当高による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当高による人権侵害問題への対処に関する法律」が2004年に施行されました。この法律では、国や地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として定めています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的な課題であり、この問題の解決を始めとする北朝鮮当高による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たちがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。





「My じんけん萱萱」とは、一首らが取り組む人権課題を選択し萱萱することによって、個人の 人権課題への取り組みを促すものです。「人権」を難しく。考えず、「My じんけん萱萱」をすることを選して、誰もが人権を尊重しあう社会を一緒に実現していきましょう。

着のQRコードは、「My じんけん 営言」のできるサイトです。 製味のある

だはぜひ 営言してみてください。

